

公益社団法人日本水環境学会 役員等の給与・報酬等に関する規則

制定 平成 16 年 6 月 22 日

改定 平成 18 年 12 月 1 日

改定 平成 24 年 6 月 21 日

改定 令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

この規則は、常勤の役員等の給与・報酬等の支給について定めたものである。

(給与・報酬等)

第 1 条 常勤役員については、原則として無給とする。

第 2 条 非常勤の役員等については、原則として無給とする。

第 3 条 外部役員については、年間 40 万円以下にて支給することができる。

(改 廃)

第 4 条 本規則を改廃する場合は、総会の承認を得て行うものとする。

附則

この規則は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。